

第3次大阪府健康増進計画における中間点検・見直しについて

計画における規定

第3次大阪府健康増進計画（平成30年度～令和5年度）の中間年となる令和2年度に、社会・経済情勢等を踏まえ、点検・見直しを実施

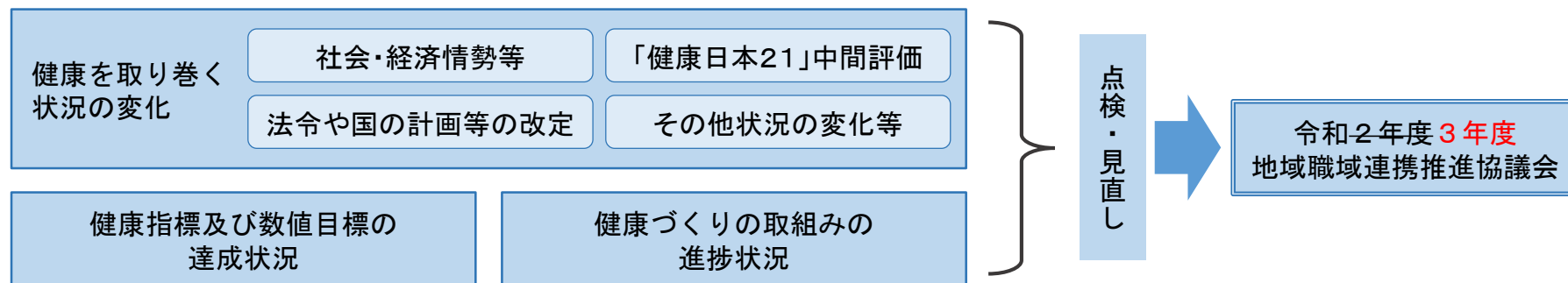


中間点検実施時期を
令和2年度から令和3年度に変更

中間点検・見直しの方針

点検にあたっては、社会・経済情勢等のほか、関係法令や国の計画等の改定、第3次計画策定時に参考とした「健康日本21（第二次、2013年度～2022年度）」の中間評価（平成30年度）等も含めた健康を取り巻く状況変化を踏まえて実施します。また、計画において定める「府民の健康指標」及び「行政等が取り組む数値目標」については、最新データを把握し、その達成状況の判定を行います。

なお、これまで計画に基づき実施してきた健康づくりの取り組みの進捗状況も加味するものとします。



※健康増進法の改正：「受動喫煙防止」を新設（H30年7月公布）

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

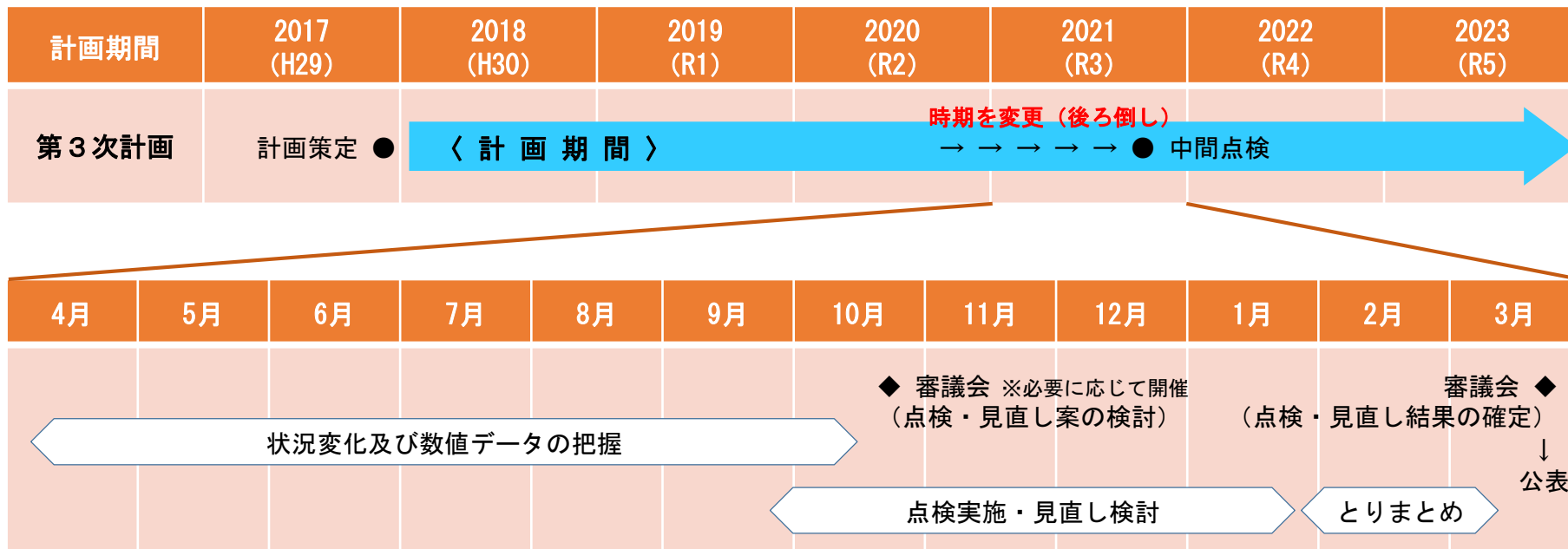
「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」（H30年12月公布）
「大阪府受動喫煙防止条例」（H31年3月公布）

※「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」の制定（H30年12月公布）

国が策定する基本計画を基本として、都道府県における循環器病対策推進計画を策定しなければならない。

スケジュール(予定)

第3次計画は平成30年3月に策定（6か年計画）。中間年となる令和2年度にこれまでの社会的な状況変化や各種数値データの把握を行い、点検を実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化が大きいことや、コロナ対策に優先的に注力する必要があること等を踏まえ、点検の実施時期を令和3年度に変更します。



※数値データの把握に向けては、各調査をもとに最新値を収集するが、以下の項目は令和2年度中にインターネット調査を実施済み。

- ✓ 運動習慣のある者の割合（1日30分、週1回以上）
- ✓ 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合（20歳以上）
- ✓ 歯磨き習慣のある者の割合
- ✓ 咀嚼良好者の割合（60歳以上）

※指標把握にあたっては、必要に応じて府内市町村への健康増進計画策定状況調査と併せて照会等を実施する。

府健康医療部で所管する他の計画においても、令和2年度に中間点検を実施予定であったものは実施時期を令和3年度に変更することとしています。